

東海市議会ハラスメント防止対策指針

1 ハラスメントの定義等について

(1) ハラスメントの種別

ア パワーハラスメント（パワハラ）

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害することとなる行為をいう。

市議会においては、本会議、委員会等の会議中や会派控室等で議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為等もこれに該当する恐れが大きい。

（パワハラが疑われる事例）

- ① 議員が、職員に対して自身の政治的主張を高圧的に発言し、職員の対応を罵倒する行為
- ② 議員が、自身の要望を実現するため、短期間のうちに執拗に担当課への訪問、連絡を繰り返し、意に沿うような回答を求める行為

イ セクシャルハラスメント（セクハラ）

性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。

（セクハラが疑われる事例）

- ① 懇親会の場で、議員が他の議員や職員に対し、手を握り、キスを迫る行為
- ② 議員が、職員に執拗にLINE交換を求め、食事やデートに誘う行為

ウ マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。

（マタハラが疑われる事例）

- ① 妊娠していることを理由に、一方的に議会内の役職を外す行為

② 妊娠や出産に関する情報を他の議員に漏洩し、悪口を言う等の行為

エ その他のハラスメント

一般的に許容される限度を逸脱した街宣活動、電話、SNS、メール等の手段による誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、又は不快にさせる行為である。

(その他のハラスメントが疑われる事例)

① 根拠が不明確な風聞に基づく街宣を行い他の議員の名誉を棄損する行為

② 事実と反する内容に基づく根拠のない批判を広報紙に記載し、他の議員を誹謗中傷する行為

(2) 当事者関係

本指針が対象とするのは、議員が関係するハラスメントとする。具体的には、議員間、議員と職員間、議員と市民（一般市民）間におけるハラスメント事案である。

2 ハラスメントに関する知識習得のための取組について

(1) 研修の受講、勉強会の実施

ア 研修の受講

毎年度開催されている議員研修会において、2年間の委員任期の1年目にハラスメント防止対策研修を行う。また、必要に応じて、政務活動費を活用し、eラーニングを含め、ハラスメントに関する研修受講を推奨する。

イ 勉強会の実施

適宜、会派代表者会議等で、どのような行為がハラスメントに該当し、問題となっているか全国のハラスメント事案等から学ぶ機会を設ける。

※ 毎年度1回は対面による研修会又は勉強会が開催できるよう努めるものとする。

(2) 関係図書の精読等

ア 議会図書室におけるハラスメント関係図書の充実

ハラスメント防止に寄与する関係図書を積極的に配置し、ハラスメント関係の図書コーナーを作る他、貸出可能期間を通常の10日間から1か月間に延長し、精読を促す。

イ 全国のハラスメント事例を議員間で共有

1年に2回程度、議会事務局において収集した全国のハラスメント事案について、参考となる事例を抽出し、グループウェア等で共有する。

3 ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について

(1) 執行部からの情報提供（議員・職員間のハラスメント把握）

年に2回（4月及び10月）、議長から市長あてに正式な依頼文を発出し、議員からの働きかけによって日常業務に支障を来たような事例の有無について連絡票等により回答を得る方法により実施するものとする。

得られた回答については、正副議長において対応することとするが、当事者以外の議員もハラスメント予防の意識啓発に努められるよう必要に応じて全議員に周知する。

また、速やかな対応が必要となる重大事案の発生等、緊急時には執行部からの申し入れを随時受け付けるものとする。

(2) 議会に対する電話、メール等による情報提供（議員間及び議員・市民間のハラスメント把握）

市議会ホームページ内に、議員に関するハラスメント等の情報提供用の電話番号、メールアドレス（議会事務局の直通電話番号及びメールアドレス）を掲載する。

(3) 相談窓口の設置（議員が関わる全てのハラスメント把握）

議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント被害及び目撃等についての相談を受け付ける。

4 ハラスメント事案発生後の対応について

【共通事項】

ア ハラスメント事案への対応責任者及び副責任者

対応責任者を議長、副責任者を副議長とする。なお、議長がハラスメント事案の被申立人となる場合は副議長が対応責任者の役割を担う。

イ 初期の事実確認方法

(ア) 執行部からの情報提供（議員・職員間のハラスメント把握）

(イ) 議会に対する電話、メール等による情報提供（議員間及び議員・市民間のハラスメント把握）

(ウ) 相談窓口の設置（議員が関わる全てのハラスメント把握）

【間接的な介入】

ア ハラスメント被害の申立人から被申立人に対する意思表示への助言等初期の事実確認内容に基づき、議長又は議長から指名を受けた者が、申立人に対し助言等を行う。必要に応じて、助言等を行う前に外部有識者（顧問弁護士とする）から事案の評価・分析内容を聞き取るほか、申立人が希望する場合には外部有識者から直接、申立人に対し助言等を行う。

【直接的な介入】

ア 当事者からの聞き取り等による事実確認

事案を客観的に認識するための具体的事実を確認することを目的として、外部有識者からの助言を受け、議長又は議長から指名を受けた者が当事者から聞き取り等を行う。なお、必要に応じて、外部有識者が直接、聞き取り等を行うこと及び議長等の行う聞き取り等に同席することもハラスメント対応責任者の判断で可能とする。この聞き取り等は、ハラスメント行為認定のために行うものではないため、第三者からの聞き取り、証拠の調査等は行わない。

イ ハラスメント事案深刻化を防止するための対応（注意、警告等）

当事者からの聞き取り等による事実確認を経て、一定の加害行為があると確認された場合には、議長から加害者に対して注意、警告を発する。なお、注意、警告について、口頭によるか文書によるかは、議長が判断する。また、注意、警告を発することに併せ、今後の更なる加害行為の防止のため、可能な限り当事者間の接点の減少を図るものとする。

職員が加害者、議員が被害者となる場合には、市長に対し適切な対応を別途要請する。

刑法等の犯罪行為の構成要件に該当する犯罪事実の存在が強く疑われる場合には、被害者に対し警察への被害届の提出を促す等、司法による解決を考慮する。

ウ ハラスメント事案の解決のための被害救済措置

議員が加害者となる３類型（議員間、議員から職員、議員から市民）についてのハラスメント調査及び措置を担う協議体は、政治倫理委員会で審査又は調査する。ハラスメント認定にあたり、必要に応じて外部有識者の出席又は意見書の提出を受け、審査又は調査する。職員から議員に対するハラスメント事案

の場合については、議会が他組織内の職員に対し、直接的な措置を講じることが困難であることから、議長から市長に調査・措置等の実施を要請する。被害を受けた議員は、必要に応じて執行部における調査に協力する。なお、例外として、市長がハラスメント事案の被申立人となる場合には、調査・措置等の要請は行わず、100条調査特別委員会の設置を検討する。

市民から議員に対するハラスメント事案の場合には、議長又は議長から指名を受けた者が、被害を受けた議員及び加害者である市民から聞き取り等の調査を行い、議会として対応（注意、警告等）する。

また、被害を受けた議員は、警察への相談を検討する。

ハラスメント事案発生後の流れについては、別紙、フローチャートのとおり。

5 継続的なハラスメント防止対策の実施主体について

ハラスメント防止対策プロジェクトチームを、議会運営委員会内に設置し、継続的にハラスメント対策等について協議するとともに、ハラスメント研修及び勉強会の企画・運営を行う。

6 被害者等のプライバシーの保護について

議長、副議長及び議会事務局職員等は、ハラスメント事案（ハラスメント行為が疑われる事案を含む）の申立人及び被申立人等について、調査等の過程において知り得た情報を他に漏らさない。

附 則

この指針は、令和7年9月25日から施行する。

ハラスメント対応フローチャート

